



# 市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業 公募説明会



2026年9月14日



- 1. 本日の説明会について**
- 2. 事業概要・応募手続・選定方法等**
- 3. 質疑応答**

## 本日の説明会について



- カメラ・マイクの設定はオフにしてください。
- 質疑応答の際は、チャットに質問事項を書き込んでください。説明時間中に書き込んでいただくことも構いません。質疑応答の時間になりましたら、順次質問を読み上げます※。

※補足説明等が必要な場合は適宜マイクの設定をオンにしてご発言をお願いする場合があります。

# 事業目的



## 【背景】

- 人の生活圏へのクマの出没の未然防止、出没時の対応が喫緊の課題
- クマ出没対策の推進に向けた体制強化を図るため、環境省に「アーバンベア対策チーム」を設置
- 人の生活圏へのクマの出没に備えた安全対策の強化、クマ被害対策に係る技術の導入促進が必要

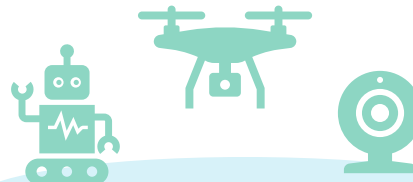
「市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業」を実施

- ドローン、カメラ、センサー、ロボット、アプリ等の技術の活用可能性を検証（クマ対策に活用可能な技術か）



技術と実証地域のセットで提案

企業等＋実施地域



実証事業の実施、効果検証



クマ対策の「技術導入」促進へ

## 【公募対象団体】

- ・ **企業、研究機関、地方公共団体**、これらを構成団体とする**協議会等**
- ・ 応募段階で、地方公共団体と調整・連携がされているなど、**具体的な実施地域が見込まれている案件を対象**とする予定（特に土地所有者の合意が得られている等、選定後速やかに事業を開始できる案件を優先）

## 【対象となる事業】

- ・ **ドローン、カメラ、センサー、ロボット、アプリ等のAX/DX等の技術を活用したクマ対策を実証する事業**を対象

| 区分                 | 想定される対策                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------|
| 市街地等におけるクマ対策       | 監視・パトロール、警告・アラート、追跡、避難誘導、追い払い、不動化・捕獲等、被害対策や効果的な捕獲方法      |
| 市街地等へのクマの出没を抑制する対策 | 監視・パトロール、追い払い、管理捕獲、ゾーニング管理計画策定、誘引物管理、藪等の隠れ場所・移動経路の把握・対策等 |

## 【事業申請額】

- ・ **1件あたり申請額は1,000万円（税込み）程度**を目安

## 【選定件数】

- ・ **10 件程度**

## 留意事項



- 技術実証事業は、実施団体の活動に対する**補助金や交付金の類ではなく**、環境省における**調査事業の一環**として行うものです。
- **各種技術がクマ対策に活用可能かを検証する事業**です。
- 技術実証事業の選定後、提案内容をもとに**実施団体、環境省、事務局の三者で協議**を行い、**事業計画**並びに**経費の使途**及び**総額を決定**し、**技術実証事業開始日**を決定します。
- 事業内容の具体化・高度化を図るため、事務局等と打ち合わせを行い、**事業内容の磨き上げ**を行います。実施団体の要望は最大限尊重しますが、実施団体の選定過程及び選定後において、**事業の内容を申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のとおり事業を行っていただくとは限らない**ことにご留意ください。

## 留意事項



- 実施団体又は第三者が**本事業の開始前から保有する**知的財産権、営業秘密その他の**権利は、従前の権利者に帰属**します。
- **本事業の実施のために行われた**既存技術、ソフトウェア、AIモデル、制御システム等の**改良又は調整に係る**知的財産権その他の**権利は、**別段の合意がない限り、**当該技術を保有する実施団体に帰属**します。ただし、実施団体との協議の上、本事業の実施、検証、成果確認及び政策目的の利用に必要な範囲で、環境省及び事務局による利用を認める場合があります。
- **実証により得られた**効果、課題、導入条件、運用条件、費用、人員、安全管理その他の**一般化可能な知見**については、**実証事業の成果物として環境省に権利が帰属し、政策目的で利用**します。なお、公表内容は、実施団体の知的財産権、営業秘密その他の権利に配慮します。

# 対象経費



- 技術実証事業の実施期間中において**技術実証事業の実施に直接必要な経費**。技術実証事業の実施に直接必要でない経費、環境省及び事務局が不要と考える経費は不可。
- 経費は、事務局から、原則として**技術実証事業終了後、一括して支払い**。

## 【計上できる経費】

- 外注費、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費※1、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他技術実証事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費※2

※1 事業に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金等

※2 一般管理費は全体事業費の1割5分を上限

- 人件費（技術実証事業の実施、評価・検証、報告書の作成等に従事する者の人件費など、技術実証事業を行うために必要な実施団体の人件費。上限を事業費全体の3割5分とし、技術実証事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限り計上。地方公共団体の場合は計上不可。）

## 【計上できない経費】

- 事業場等の建物・施設の新設、整備に関する経費
- 資産等が残る工事に関する経費
- 20万円を超える機器・備品等に関する経費（20万円を超える機器・備品等についてはレンタルすること）
- 収益を直接生じさせる経費（販売に係る経費、有料イベントの開催経費等）
- 技術実証事業の実施に直接関係しない経費

# 選定プロセス



## ①実証事業エントリー 令和8年9月8日～令和8年10月7日（水）17時✕

メールにてお申し込みください。応募先メールアドレス：[UBT@env.go.jp](mailto:UBT@env.go.jp)

【必須】申請書・事業計画・支出計画・誓約事項（エクセル）

【任意】その他事業概要が分かる資料（PDF）

## ②審査

外部有識者、環境省及び事務局において、審査基準に基づき、審査を行います（審査は非公開。審査に関する問い合わせは受け付けません）。

### 補足事項

- 必要に応じて事務局から応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的には応募書類が主な評価対象になります。

## ③実施団体の決定 10月中

審査結果は10月頃を目途に応募団体へ電子メールにより通知後、環境省のホームページ等で公表予定です。

## ① 事業の有効性

- ・市街地等におけるクマ対策への貢献が見込まれるものか。
- ・期待される効果が高いか。
- ・効果に対して事業費は妥当なものであるか。

## ② 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・技術実証事業終了後も、ビジネスとして確立できる蓋然性が高い等、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
- ・技術実証事業等の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期待される効果は大きいのか。

## ③ 事業の新規性、先進性

- ・新規性・先進性のある取組であるか。

## ④ 事業の具体性・実現可能性

- 地方公共団体と連携しているか。
- ・具体的な実証地域が見込まれているか。
- ・関係法令を遵守しているか。
- ・実施計画が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・技術実証事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・技術実証事業の効果検証や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・技術実証事業の推進体制として適切な役割分担がなされ、関連団体等との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。
- ・技術実証事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連携・連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。

# 実施プロセス



## ①事業実施開始

提案内容をもとに実施団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、事業計画、経費の使途、総額を決定し、事業開始日を決定します。

## ②実証事業の実施

事業内容の具体化・高度化を図るため、事務局等による事業内容の磨き上げを予定しています。実施団体、環境省、事務局との打ち合わせ等を行います。環境省、事務局の助言等を踏まえて事業を実施してください。

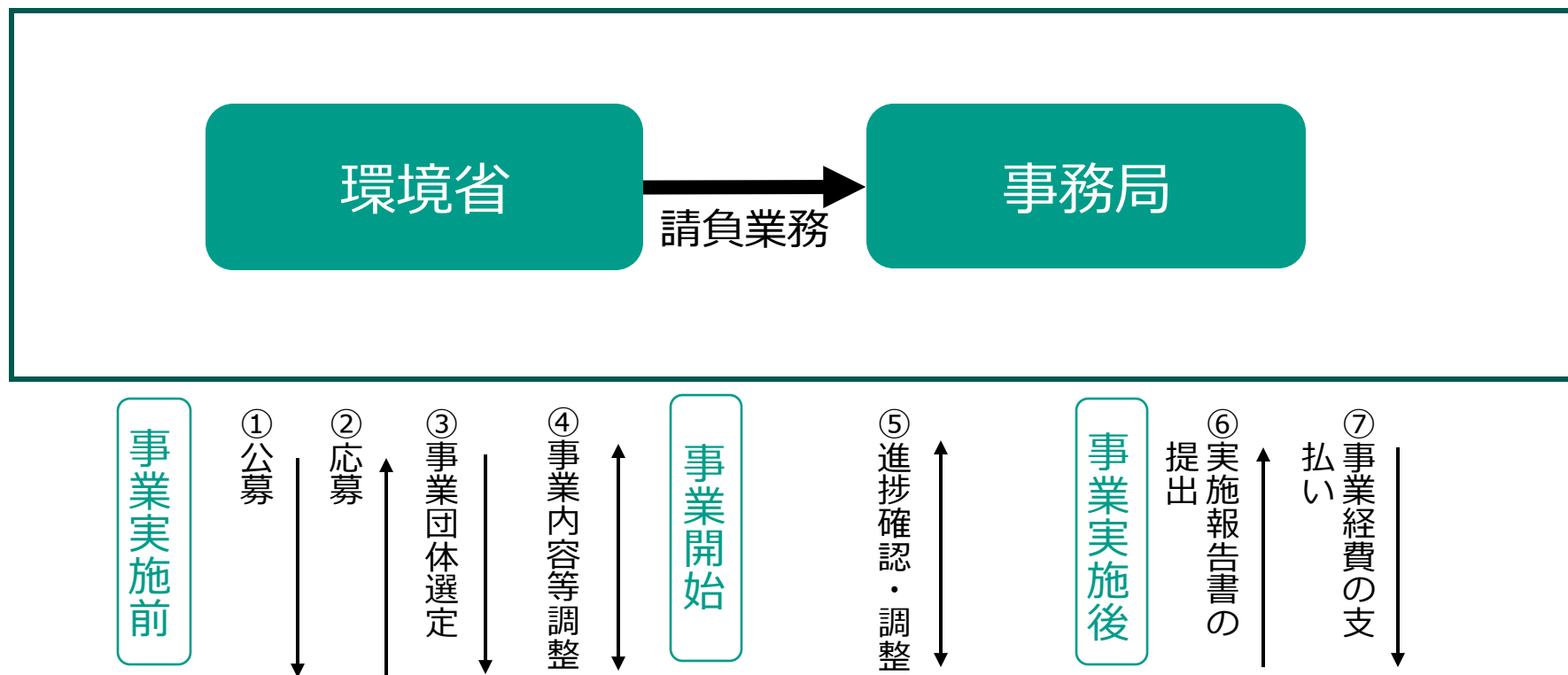
資料作成、ヒアリング、現地調査、取材、会議などへの参加の協力をお願いする場合があります。

## ③事業実施の終了

実証事業の成果報告書を提出ください。

詳細なスケジュールや内容については事務局と調整いただくことになります。

# 事業スキーム



選定団体（企業等、研究機関、地方公共団体等）

**Q 事業実施前に必要経費をお支払いすることはできますか。**

A. 経費のお支払いは事業実施後になります。

**Q 事業経費の支払いは環境省から行われますか。**

A. 経費は事務局からお支払いします。なお、選定団体には、経費の支払い方法や時期等について、選定後事務局からご連絡予定です。

**Q 応募については、実証事業場所の調整が必要でしょうか。**

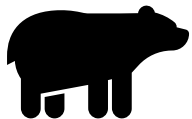
A. 選定後速やかに事業を開始するため、応募段階で、地方公共団体との調整・連携が実施されているなど、具体的な実施地域が見込まれていることが応募に当たっての条件となります。特に、土地所有者の合意が得られているなど実施地域での実証への合意形成や実施の手続きが完了しており、選定後速やかに事業を開始できる案件を優先して選定する予定です。

## 今後のスケジュール(予定)



|                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 令和8年 9月8日(火)   | 市街地等におけるクマ対策に係る技術導入実証事業公募開始 |
| 9月14日(月)       | 公募説明会                       |
| 10月7日(水) 17:00 | 応募締切                        |
| 10月中           | 選定先事業者決定                    |
| 11月            | 実証事業開始                      |

※令和9年2月26日(金) 実証事業期間終了



- 質疑応答の際は、チャットに質問事項を書き込んでください。説明時間中に書き込んでいただくことも構いません。質疑応答の時間になりましたら、順次質問を読み上げます※。

※補足説明等が必要な場合は適宜マイクの設定をオンにしてご発言をお願いする場合があります。